

海面着色剤の型式承認試験基準

[総 則]

1. 船舶等型式承認規則（昭和48年運輸省令第50号）第6条第1項の規定に基づく海面着色剤の型式承認のための試験方法及び判定基準は、次に定めるところによる。
2. 試験は、 . 外観及び材料検査、 . 環境試験から、 . 機能試験の順に実施する。
3. 各試験は、供試体3個について実施する。

外観及び構造検査			試験方法			判定基準			備考		
1	1	外観検査 供試体の材料、寸法、質量及び各部の状況を仕様書及び図面と照合する。	1	1	(1)仕様書及び図面どおりであること。 (2)消えにくい方法で取扱い要領が明瞭に表示してあること。 (3)救命いかだ等に結びつけるための十分な長さをもつ索が取り付けられていること。 (4)使用者及び海洋環境に害を及ぼす材料を使用したものでないこと。	[例] 医薬品等に使用することができるタール色素を定める省令（昭和41年厚生省令第30号）に基づく厚生省法定色素					
機能試験											
試験方法			判定基準			備考					
1	1	着色性能試験 供試体を快晴、静穏な海面に浮かべ、海面への着色及び拡散状況を調べる。又は、着色及び拡散状況を確認できる自然海水での水槽等で調べても良い。	1	1	(1)着水後、直ちに着色が始まること。 (2)2時間以上航空機から効果的に視認出来るよう着色しつづけること。	試験海水は NaCl 3.4%、25 を標準とし、自然海を使用してもよい。 「効果的な視認」とは航空機の飛行高度1500m程					

					度で、着水点から 7km程度離れた地点から視認できるか若しくは着水点周辺 500m ² を着色し続けることを標準とする。
2	1	色調試験 試験海水を入れた無色透明の容器に、供試体から抽出したサンプルを希釈濃度が 100±50ppmになるまで入れる。	2	1 溶解終了後攪拌し、静置し安定した状態の溶液を透明の試験管（外径25mm、内径20.5mm、高さ 370mm標準）に満たした場合、JIS Z 8721（三属性による色の表示方法）による色相が7.5RP～2.5GYに相当するもので、明度／彩度が次の範囲のもの。 7.5RP以上 10.0RP未満 5以上／12以上 10.0RP以上 10.0R 未満 5以上／12以上又は 4以上／14以上 10.0R 以上 5.0YR未満 6以上／12以上又は 5以上／14以上 5.0YR以上 10.0YR未満 7以上／12以上 10.0YR以上 2.5GY以下 8以上／10以上	試験海水は NaCl 3.4%、25 を標準とし、自然海を使用してもよい。
3	1	落下試験 供試体を、コンクリート床上に置いた厚さ25mmの堅木板に2mの高さから自然落下させる。	3	1 機能を害するような破損及び変形等を生じないこと。	
4	1	浸漬試験 供試体を、水面下30cmの試験海水中に2時間浸漬し浸水の有無を調べる。	4	1 内部に有害な浸水がないこと。	試験海水は NaCl 3.4%、25 を標準とし、自然海を使用してもよい。包装されている場合は包装された状態で試験を行う。

環境試験						
		試 験 方 法			判 定 基 準	備 考
1	1	<p>温度繰り返し試験</p> <p>供試体を、-30 と65 の環境温度中に交互に10回 8時間ずつ暴露する。この交互のサイクルを、それぞれの終了後直ちに繰り返す必要はなく、次の(1)及び(2)を10回繰り返す方法によって差し支えない。</p> <p>(1)第1日目 65 の環境温度中に供試体を8時間暴露する。暴露後、高温の場所から供試体を取り出し、翌日まで常温の場所に放置しておく。</p> <p>(2)第2日目 -30 の環境温度中に(1)の試験を終えた供試体を8時間暴露する。暴露後、低温の場所から供試体を取り出し、翌日まで常温の場所に放置しておく。</p>	1	1	. 1 及び 2 の判定基準を満足すること。	
2	1	<p>高温多湿試験</p> <p>供試体を、温度65 、相対湿度90%の環境中に96時間保持し、引き続き温度20 ~ 25 、相対湿度 65%の環境中に10日間保持する。</p>	2	1	. 1 及び 2 の判定基準を満足すること。	